

資  
料  
編



# 一、考 古

## 竹野町考古資料の紹介

### 一、はじめに

通史で述べたように、竹野町内で発見され調査された遺跡の数は少ないが、重要な遺跡として、黒曜石の散布密度と出土点数では但馬第一の椒堂ノ上遺跡、わずか、五平方メートルの調査で、本文一二五頁・写真図版三〇頁の報告書を書いた小森岡遺跡、

但馬の前期古墳のあり方を示した阿金谷古墳群の調査、弥生墳墓から古墳への移行を知る上で重要な出持地遺跡、但馬最古の窯跡として、県の史跡に指定された鬼神谷窯跡（平成三年三月三十日指定）等々、通史編には掲載できなかつた実測図を許される範囲内で紹介したいと思う。

### 二、小森岡遺跡の資料

小森岡遺跡の縄文土器の中で、報告書に図面化されたものは四一七点である。ここには八三点だけを紹介する。図85～図88までである。図面の下に記された図の番号と土器型式土器番号は報告書のそのままを記した。また、現在、これらの土器は図面順番号順に小箱に整理保存されている。

図85は、縄文時代前期の土器一点と、他は中期の船元式・里木式・平CⅢ式に比定される中期前後葉の土器である。中期の土器は約百点出土しているが、ここでは三七点を紹介している。図86は後期前半の中津式（38～62）と福田K2式（63～67）の口縁部である。

図87と図88は小森岡遺跡から最も多く出土した。布勢式（四ツ池式とする場合もある）の土器で、福田K2式から縁帶文土器へ移行するもので、口縁頂部の文様帯が発展し、また、橋状把手をもつものも出現する。

図89は第二地点出土の細身の有茎石鎌である。東北・北陸地方に伝播している晩期のものであるから、この様式の石鎌としては、分布の西限となつてている。

### 三、田久日ヨゴレババ2号墳の横穴式石室

竹野町指定文化財の一つである、横穴式石室をもつ円墳二基が、豊岡市との境界に近い海岸に存在する。竹野町では、この古墳が、石室の構造を観察できる唯一の遺跡である。

1号墳は、玄室内が盜掘されているものの墳丘・石室とともに原形を保っている。墳丘は長径約一二メートルのやや橢円形で、高さは約三メートルである。石室は北に向けて開口しているが、羨道部約二メートルが埋つていて玄門・羨門・閉塞石などはわから



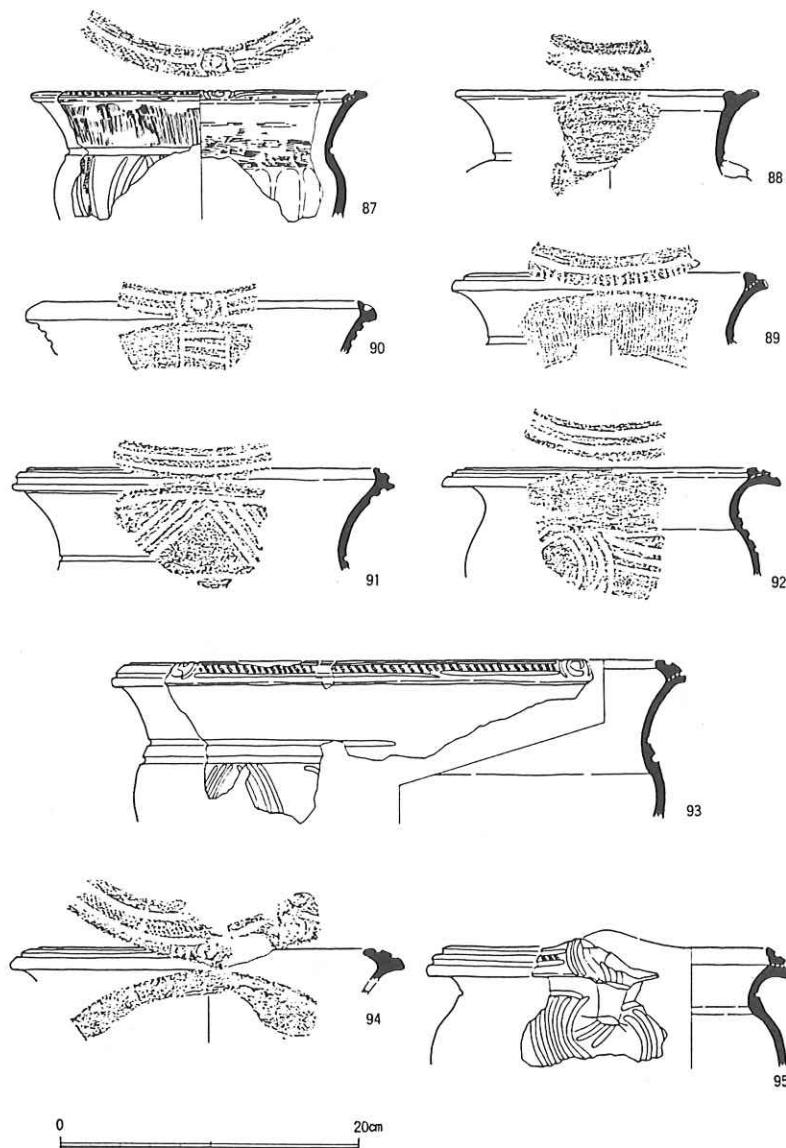
報告書 純文土器(1) (1-Z 1類, 2~9-C 1類, 10~13-C 2類, 14~22-C 3類,  
23~35-C 4類, 36-C 5類, 37-C 6類) 縮尺1/3

図85 純文時代前・中期の土器



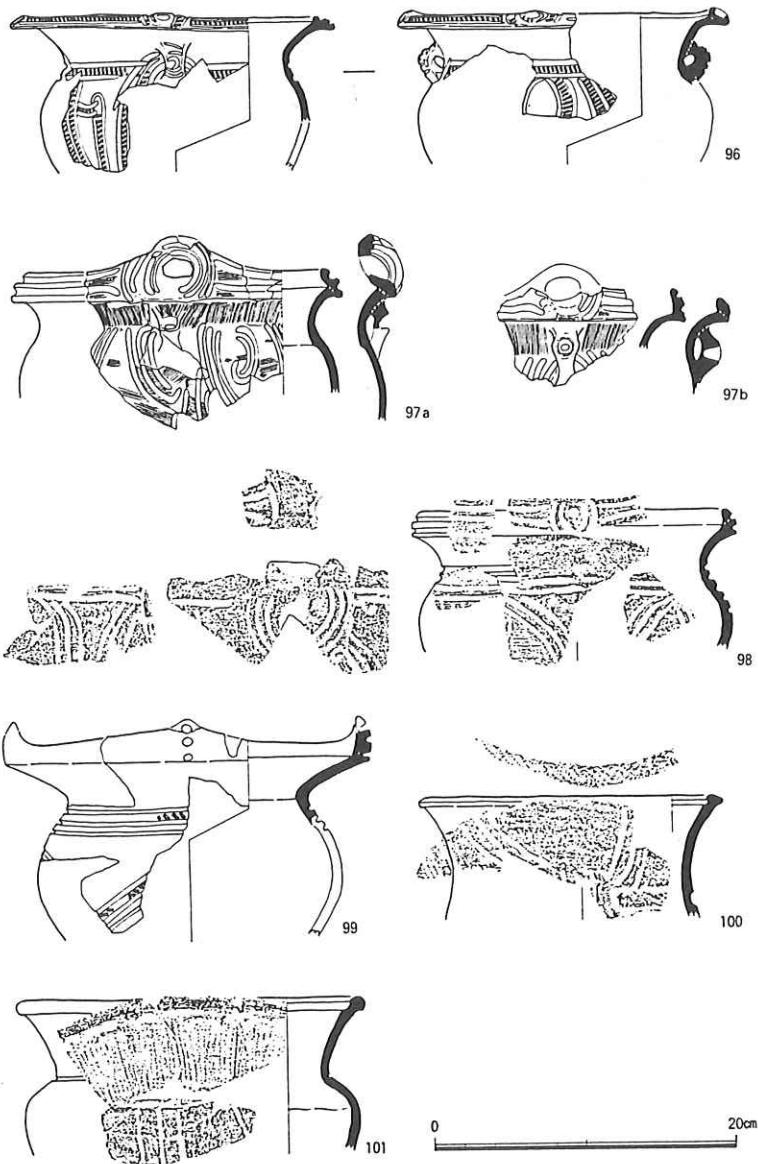
報告書 純文土器(2) (38~62-K 1類, 63~67-K 2類) 縮尺1/3

図86 純文時代後期の土器



報告書 縄文土器(5) (87~95-K 6類) 縮尺1/4 (網掛け部分は剥落を示す)

図87 縄文時代後期の土器 K 6類 (布勢式)



報告書 縄文土器(6) (96~101-K 6類) 縮尺1/4 (網掛け部分は剥落を示す)

図88 縄文時代後期の土器K 6類（布勢式）

一、考古

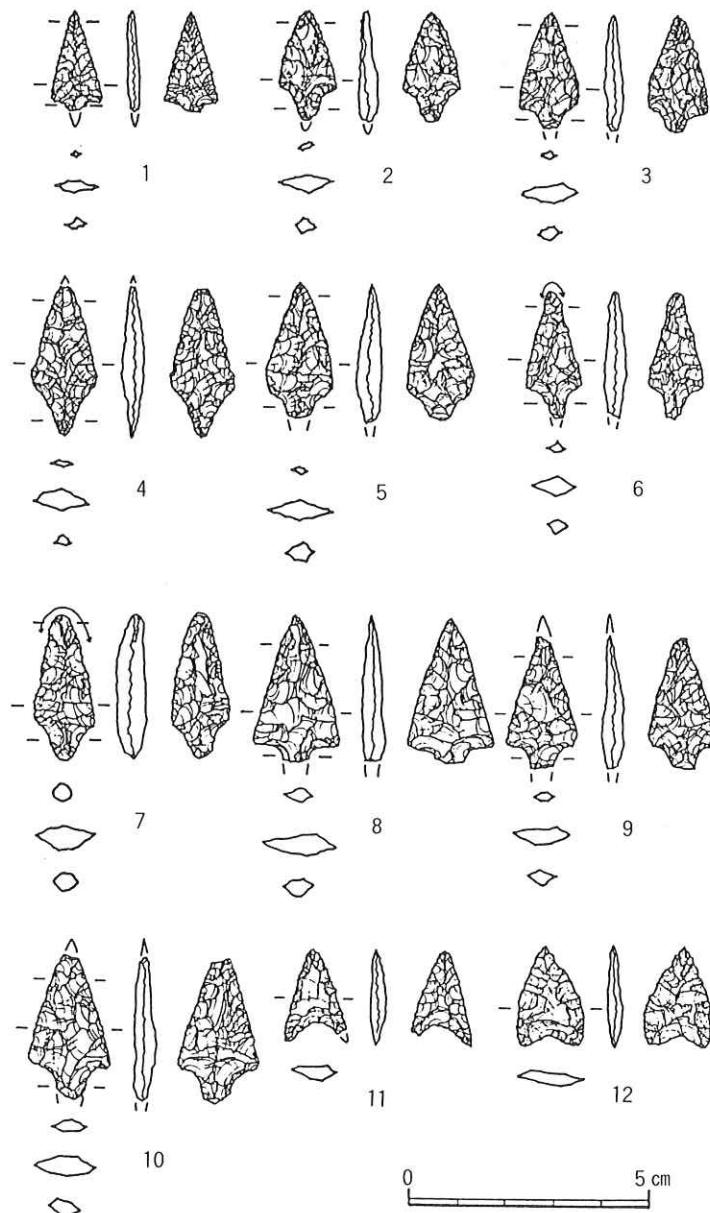


図89 小森岡第2地点出土の石鏃 (縮尺2/3)

ない。玄室は、長さ四・一メートル、幅一・九メートル、高さ一・三メートル。

側壁は付近にある流紋岩を割った石を四～五段に積み上げ、少しづつ内部へ持ち送り、天井石（蓋石）は五枚を使用している。実測をしかけたが、暗いのと、単身であったため途中で断念した。

二号墳は東側約三分の一が削りとられ、その跡に、稻架が立てられており、北側は水田が造成されて墳丘が畦の役目をさせられているため、墳丘規模ははつきりしないが、一号墳と同じく、直径一〇・一二メートルの円墳である。

石室は東へ向かって開口しているが、東側四メートル余りが削りとられているので、羨道部・玄門部・袖の有無などはわからな

い。玄室残存部の計測値は、長さ北側三・七メートル、南側二・七メートル、幅一・八メートル、残存部入口一・七メートル、高さ一・二メートルである。側壁・奥壁は、一号墳と同じく、付近の流紋岩を使用し、南側は三段積であるが、奥と北は大小取りませて不規則な積み方で、北側の石が抜け落ちて床面に散乱している。天井石三枚が残っている。側壁の奥、二・三・四段目の石が奥壁に斜めに掛り、三角隅持ち送りという積み方になっている。

また、北側水田の石垣基底部が北側側壁の転用らしいので、石室の長さは、六・五メートルであると言えよう。

#### 四、鬼神谷窯跡

鬼神谷八幡神社参道の斜面に須恵器の窯跡の存在が推測されたのは昭和四十九年（一九七四）で、昭和六十一年（一九八六）の分布調査で一号・二号窯跡が確認され、昭和六十三年から平成元年（一九八八～一九八九）にかけて教育委員会によつて発掘調査が行なわれ平成二年（一九九〇）に「鬼神谷窯跡発掘調査報告」が竹野町教育委員会から発行された。

調査の結果、北から南へ延びる低い尾根の東側斜面に、尾根の先端から基部に向けて、一号・二号・三号と三基の窯が並んでおり、時代的にも一・二号と、尾根の先端から基部へ向かって順次に築かれている。

一号と二号は、稻荷神社の建築と参道工事、土採り、八幡神社の参道工事などで破壊が進行しており、二号の破壊が最も進んでいる。

三号は発掘調査の際に行なつた磁気探査によつて発見されたもので、下端の焚き口付近を参道工事で失っているほか、窯体の大部分が残つており、遺物の検出も多かつた。

現存する窯体の大半は花崗岩の風化した土をトンネル状に掘り込んだ地下式であるが、焚口に近い部分は天井を架構する半地下式であったと思われる。現存長（窯下端～煙道上端）は五・

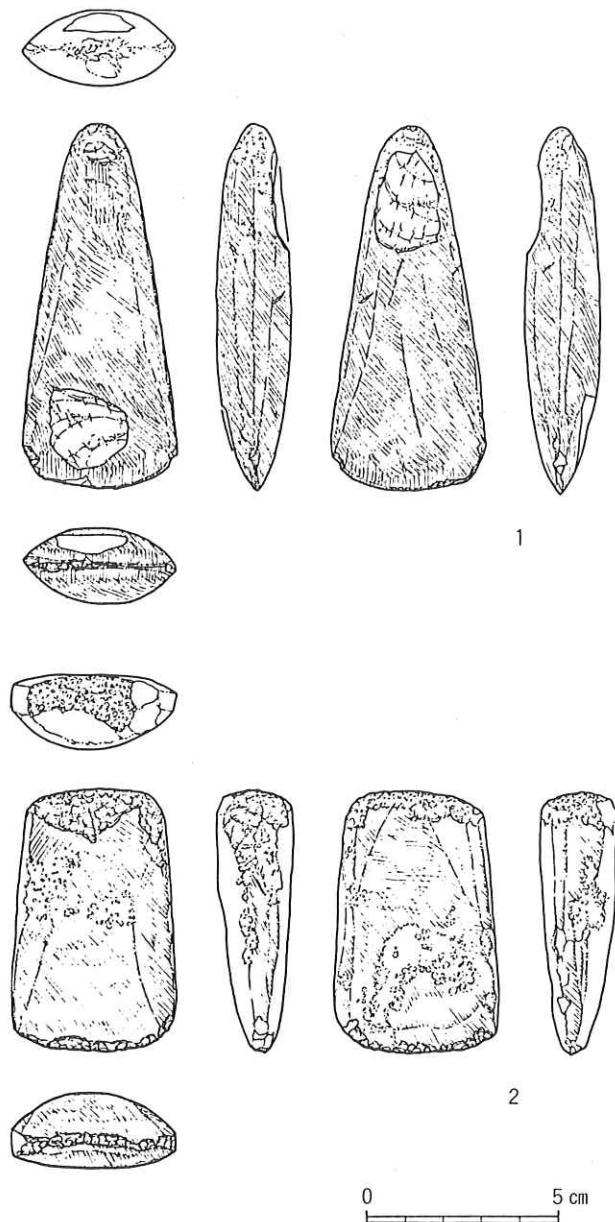


図90 小森岡第2地点出土磨製石斧（縮尺1/2）

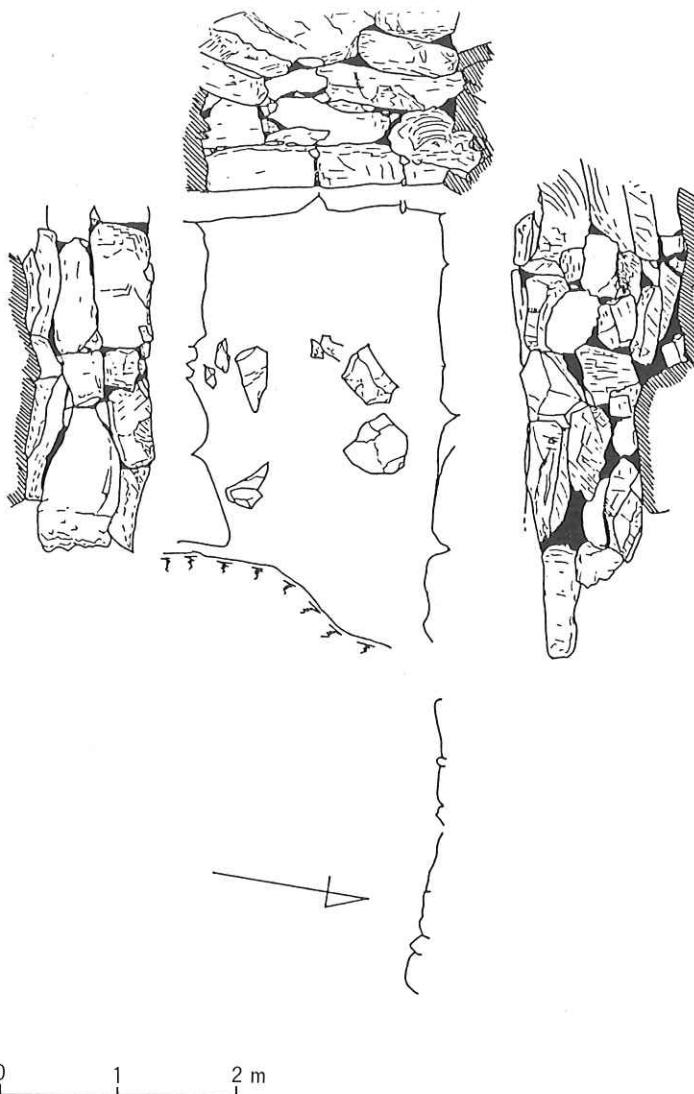


図91 田久日ヨゴレババ2号墳石室実測図

八六ドル、床面の幅一・三一・四ドルで完掘した範囲でその幅は変わらない。天井残存部分での高さは一・一六メートルを測る。焼成部床面の傾斜角度は一二度で、地表面の傾斜と比べるとかなり緩い。

図92は3号窯の平面遺物出土状況。図93は鬼神谷3号窯の土層位図である。

窯の年代を推定するのは、検出された遺物に拠るのである。図94は鬼神谷窯跡出土遺物の編年表である。これによつて一号窯は五世紀末～六世紀初頭、二号窯は七世紀前葉、三号窯は七世紀中葉に位置づけられる。したがつて、但馬地方では最も古い須恵器窯跡である。その上、西北の沢地で、六世紀はじめの工房跡も検出されている。

なお小森岡の土器拓影と実測図は、京都大学助手千葉豊氏、石器は大阪府立池田北高等学校講師大下明氏の作図による。

(高松龍暉)

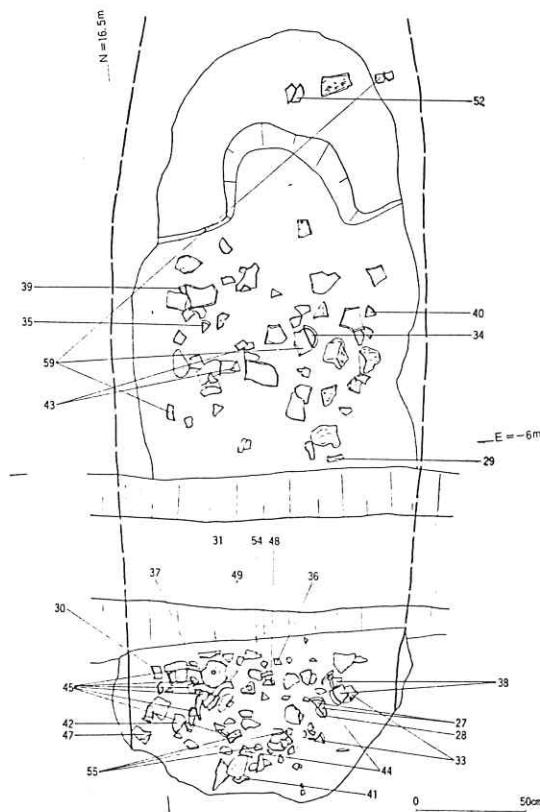


図92 鬼神谷3号窯遺物出土状況

竹野町考古資料の紹介

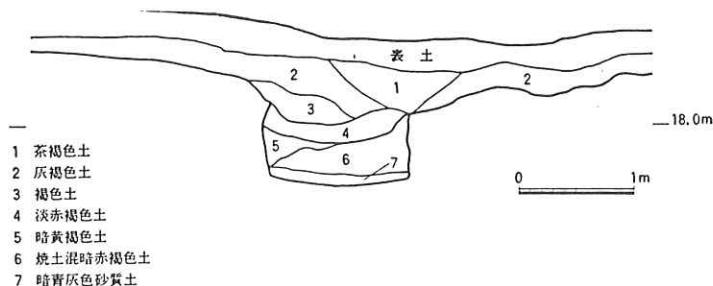


図93 鬼神谷3号窯の層位

段階	窯 体	その 他	須 惠 器	土 師 器
I	(1号窯)	S X 1	65 70 7 73	80
II	1号窯 床面	S B 1 S B 2	5 11 108	136 122
III		(F 4)	143	
IV	2号窯 床面		19 22	
V	3号窯 床面	(C 6)	33 49 91	(土器の縮尺は10分の1)

図94 鬼神谷窯跡出土遺物の編年

## 二、中世

## 金龜院・兩界院文書

## [史料二]

荆木山觀音寺之別當房、文安四年八月四日、□剋炎上ノ時、本□書燒失シ畢ル、間レ然ル公方之御判

ヲ申ス、弥、末代ニ可レキ奉ル致シ御祈禱ノ精誠ヲ者也、以テ此ノ旨ヲ

觀音寺衆徒等謹言上ス

## 御寄進

但馬国美含郡竹野郷荆木山觀音寺<sup>并</sup>愛染堂円光寺々領事、

供僧田

燈明田

供僧田

長日三座

供養法田

供僧田

大般若田

佛餉田

佛餉田

荆木山觀音寺之別當房、文安四年八月四日、□剋炎上ノ時、本□書燒失シ畢ル、間レ然ル公方之御判

月成名内  
水丸名内  
壹反余 藤森

修理田

月成名内  
水丸名内  
壹反余

供僧田

月成名内  
水丸名内  
壹反

風呂田

月成名内  
水丸名内  
壹反

供僧田

月成名内  
水丸名内  
壹反余

藏谷口

月成名内  
水丸名内  
壹反

山崎家前

月成名内  
水丸名内  
壹反余

供養法田

月成名内  
水丸名内  
壹反余

護摩田

月成名内  
水丸名内  
壹反余

供僧田

月成名内  
水丸名内  
壹反余

蓮花寺<sup>ハ</sup>硝子<sup>ガ</sup>

月成名内  
水丸名内  
壹反余

供僧田

月成名内  
水丸名内  
壹反余

阿シノ田

月成名内  
水丸名内  
壹反余

正月

月成名内  
水丸名内  
壹反余

佛供田

月成名内  
水丸名内  
壹反余

彼岸祭

月成名内  
水丸名内  
壹反余

荒神田

月成名内  
水丸名内  
壹反余

賀鶴宮

月成名内  
水丸名内  
壹反余

觀音經田

月成名内  
水丸名内  
壹反余

正月廿五日

月成名内  
水丸名内  
壹反

賀鶴宮

月成名内  
水丸名内  
壹反

正月廿五日

月成名内  
水丸名内  
壹反

正月廿五日

畠分

月成名内  
水丸名内  
貳反

アラホリ

月成名内  
水丸名内  
壹反

アラホリ

月成名内  
水丸名内  
貳反

アラホリ

月成名内  
水丸名内  
壹反

アラホリ

金龜院・両界院文書

壹反小	松本	小森岡	東八池奥谷 西ハ大道 北ハ律田限	燈油田
壹反	小守岡	ヲソノ		
壹反	松本	護摩田	小野天神仁王釋 祭礼田	
壹反	大江田	今ハ流失大	今ハ流失大	
支次名内	本年免五口本立ニナル、今ハ蓮花寺納也			
壹反	山崎大前	修理田	修理田	
壹所阿子谷口河成	東ハ大河限	理趣三昧田	理趣三昧田	
壹所阿子谷口河成	西ハ公田限	南ハツン谷口限	南ハツン谷口限	
壹所阿子谷口河成	北ハ五月畠限	北ハ五月畠限	北ハ五月畠限	
兩界堂分河成三ヶ所				
壹所	小野前	東ハ山岸道限	南ハ出雲路谷ナハ□限	
カマクラ		西ハ大道ヲ限	北ハ古河公田限	
壹所	ハシツメサ□ツ	東ハ河限	南ハ公田限	
カマクラ		西ハハシツメヲ限	北ハ大河限	
壹所	道祖迫	河ハタ道上下		
壹反	草飼前	大木本伊六良名内	修理分	
		今ハ不知行		
當鄉領家地頭自二日輪寺一				
愛染堂円光寺田畠事				
月成反内				
壹反	カマフチ	修理田		
壹反	ナカフケ大町	四季護摩田		
親陳名田				
永富名内				
壹反	興法寺前	燈油田		
長九名内	今ハ流失大			
參反	松本前	供僧田		
草飼前				
長日三座				
畠分				
壹反小	ヒカケシマ			
法華経田				
月成名内				
壹反半	松本前	愛染堂鎮守	若宮田	
大今ハ流失	カメリシリ	并畠アリ		
壹反今ハ流失	タモノ森			
壹反	ムクカツホ	修理田	修理田	
壹反	同前	放生會田	放生會田	
小	ハネウノ家前	一季彼岸		
貺鷗宮	社僧田	燈油田		
貳反	馬走			
大	アラ田ツホ	社僧分		
大	ミソソイ	社僧分		
大	ハシツメ道ヨリ東	老松田		
愛染堂円光寺屋敷分				
田畠両所壹所在所森下自二道東	燈油田壹反、今ハ不知行、			
并屋敷在所三ヶ所、此内壹所若宮谷、壹所自二森宮東山岸				
一畠同山ニ在リ、壹所森下、東ハ宮岸ヲ限リ、南ハ宮大門				
道限、西ハ古河堂道限リ、北ハ宮後横道限り				
荆木山觀音寺山羽丹生谷方至事				

東南ハ月成名山峯限リ

西ハニイホキノ道山崎ヲ限リ

北ハ小守岡限リ

并山畠、野畠共ニ極月三ヶ日理趣三昧分也、

山内分事 西ハ藏谷、東ハ羽丹生谷両所

以上 田数四町二反余 畠九反余

此外賀鷗宮燈油田、浜石梯下壹所、

文安五年辰二月十六日

## 〔史料二〕

御寄進荆木山觀音寺指出之事

## 〔金龜院文書〕

ナカガチ  
壹反 壱貫文ヤマサキ大前  
壹反余 壱貫文マツカセ  
役田  
壹反 八百七十文マツカセ、大般若田、  
興法寺ホキノ下、仏納田、  
武反 四百文

壹反 五百文

壹反、五百四十文

壹反  
薩義修理  
壹反 壱貫文壹反、風呂田、  
壹反 七百七十文タカハシ、渡摩田、  
壹貴文ヒカケシマ、修理田  
壹反 五百七十文ヤワタカハナ  
壹反 七百七十文新宮谷口、彼岸祭  
小三百文ナツメカキ、賀鷗宮燈  
壹反 四百文草創前、正月一日大般若田、  
壹反 壱貫文ハシツメ道ヨリ西  
壹反 壱貫文小五月田、  
壹反 五百七十文

參反 壱貫文

新宮谷口、彼岸祭  
兩處八百文松本今ハラホリ、南界堂修理  
壹反 五百文アラホリ、長日大般若田、  
壹反 一百五十文蘭部光明供田、  
壹反 貳貳百五十文ヨソノ、澄油分、  
壹反 一百五十文小守岡護摩田、  
壹反 貳貳百五十文松本天神祭田、  
壹反 百六十五文大江田今ハ流失、大修理分、  
壹反 百六十四文理基三昧田  
壹反余 貳貳百五十文壹所、阿子谷口河成、東ハ大河限  
壹所、阿子谷口河成、西ハ公田限

南ハツン谷口限五百文

両界堂分河成三ヶ所

南ハ出雲路ナハテ限

壹所 小野前東ハ山岸ノ道ヲ限  
壹所 小野前西ハ大道ノ限北ハ古河公田限  
三貫文壹所 ハシツメサ東ハ河ヲ限  
壹所 ハシツメサ西ハシツメヲ限南ハ公田限  
貳貫文壹所 道祖迫河ハタ道ノ上下  
壹所 道祖迫河ハタ道ノ上下北ハ大河限  
八百文長日供養法田  
愛染堂円光寺分カマフチ  
供僧分  
壹反 八百七拾文  
壹反 八百七拾文  
壹反 六百七十文  
大三百文エカシラ  
小壹反 七百文  
小壹反 七百文  
小壹反 七百文  
小壹反 七百文  
五百文

長日供養法田

カマクラン日輪寺  
當鄉領家地頭  
愛染堂円光寺分

賀鳴宮  
社僧田

代七百文

四段 分銭壹貫八百文  
荆木山指出之事

本尊分此内壹段  
承事田

[史料三]

(金龜院・両界院両文書)

△四十一貫七十四文

賀鳴宮夜燈分  
三反 貳貫四百文

山内分事  
西ハニイホキヲ限 北ハ小守岡限  
并 山畠野畠等十二月三ヶ日御祈禱分  
東ハ羽丹生谷両前

カメシリ、今ハ流失、小放生会  
大貳百八十文

ムクカツホ放生会

貳反 七百文

カマフチ修理  
壹反八百七十文  
興法寺前、燈油  
壹貫、七百七十文  
草創前、長日供養法田、  
參反 貳貫四百文

ウマハシリ  
大百五十文  
ウマハシリ  
大百五十文  
ミツツイ  
大四百文  
ウマハシリ  
大百五十文  
アラクツホ  
大四百文  
ハシツメ通ヨリ東  
大三百文

カマフチ修理  
壹反卅歩  
ナカフチ大町、四季護摩、  
松本前、今ハ流失大、供僧  
壹反五百文  
松本前、今ハ流失大、供僧  
壹反五百文

畠 分

貳反小 ヒカケシマ 五百卅四文  
松本前 放生会  
壹貫文

松本小守岡

貳百五十文

若宮田

松本前 放生会

壹貫文

カメシリ、今ハ流失、小放生会  
大貳百八十文

ムクカツホ放生会

貳反 七百文

若宮田

松本前 放生会

壹貫文

カメシリ、今ハ流失、小放生会  
大貳百八十文

ムクカツホ放生会

貳反 七百文

小

ハ子ウノ家前 燈油

二百文

若井口 畠 分

阿子谷河ハタ

大百六十四文

三百歩

貳百文

愛染堂円光寺屋敷分

田畠兩所

壹所、在所森下自レ道東、燈油田壹反、今ハ不知行、

并ニ屋敷内在所三ヶ所、此内壹所、若宮谷、

壹所自森宮一東山岸、畠ノ同山

壹所森下、東ハ宮岸限、南ハ宮大門道限、  
西ハ古河堂道限、北ハ宮後横道限、

壹町壹段大 分銭六貫五百文 別當坊分  
此内賀鷗供僧分、大、 此内河成三ヶ所流失

天文十九年庚戌 天文廿一年  
新井坊

天文廿二年癸丑  
大聖院

天文廿三年 奥之坊  
安養院

弘治三年

丙辰(弘治二年)

松尾坊

櫻尾坊

泉永坊

大門坊

兩分

參段大分銭壹貫六文 新井坊分

乙卯(弘治元年)

弘治三年

丙辰(弘治二年)

松尾坊

櫻尾坊

泉永坊

大門坊

兩分

參段小分銭壹貫八文 櫻尾坊分

如レス

參段 分銭壹貫五百文 東之坊分

天文十五年丙午三月十八日

參段 分銭壹貫五百文 宝泉坊分

(金龜院文書)

參段 分銭壹貫五百文 智泉坊分

解題

此内賀鷗供僧分、大、

史料(一)は金龜院蔵、同(二)は同院及び両界院蔵、史料(三)・(四)も

金龜院蔵。両院は同じ觀音寺の塔頭(とうとう)子院である。史料(一)

によると、同寺は文安四年(一四五七)八月四日に、殆ど焼失

している。この時重要文書も失つたとある。同文書奥に「文安

五年戊辰(一月十六日)」とあるのは、その後寺領の寄進を公方に

再確認したものかと思える。史料(二)も、同(一)と年代は近いもの

と思え、写しである。同(三)・(四)は、享禄二年(一五二九)と天

文十五年(一五四六)のもので、同寺塔頭名が分かる。同(三)に

八講頭文人數之事

は別当坊・新井坊・櫻尾坊・東之坊・宝泉坊・智泉坊・安養院

の七坊が名を連ねている。その中の五坊が賀鷗宮の供僧である。

別当坊以下の主な塔頭名と思えるが、如何に同宮と深いかかわ

#### [史料四]

定

(金龜院文書)

華藏院 遍照院 宝積院 藤本坊

りがあったかが知られる。同四では、法華八講が行なわれており、その頭番の坊の名が天文十五年（二五四六）から弘治三年（一五五七）までの分が書かれている。前記享禄二年（一五二九）の記録には無いものも多く、同名を差引して計算すると室町後期には一七坊はあったことになる。史料（一）・（二）によると、両界堂が中心的存在で、同（三）の別当坊は、或いは同院かと推察される。

史料（一）・（二）によると、同山には荆木山觀音寺と愛染堂円光寺があつた。しかし、円光寺跡は不明である。鎮守としては若宮（現在の八幡神社）が鎮守社であり、賀嶋半島にあつた賀嶋宮の別當的立場にもあつた。塔頭の中心的な存在であつた両界堂が、これが現在の両界院かと思える。金剛界・胎藏界の両マンダラを祀つていたと推察され、別当の住する院であつたかもしれない。寺領は史料（一）によると田四町二反余、畠九反、同（二）によると、全体で四十一貫七十四文の年貢錢があつた。内容はほぼ同一なので、同（二）によると、組織面では、供僧田（八反余・約五貫五十文）が多く、これに賀嶋宮の社僧田（約七段・一貫五百五十文）を加えるとさらに増大し、神を祀る僧としての性格が強い。その他、仏餉田（二反・約二貫）、仏供田（正月・一反、七百七十文）、灯油田（二反・約一貫文）、別に賀嶋宮の夜灯田

（三反・二貫六百文）とある。風呂田（一反・七百七十文、修理田畠（三反・約二貫、畠三反・六百六十四文）がある。中世的な湯供養をする風呂もあつた。賀嶋宮は賀嶋半島にあるが、夜灯を盛んに燃やしたことも目立つ。

行事としては、長岡と般若田（一反・二百五十文）・大般若田（一反・四百文）・賀嶋大般若田（正月一日、一反・一貫）、長日供養法田（五反・四貫四百文）、護摩田畠（一反・一貫・畠一反二百五十文）・四季護摩（一反余・一貫百文）、理趣三昧田（一反余・二百五十文）、如法経田（一反・八百七十文）、彼岸祭田（小・三百文）・二季彼岸光明供畠（畠一反・二百五十文）、若宮八幡放生会（四反余・一貫九百八十文）、天神祭の仁王会畠（畠一反・一百六十五文）・賀嶋觀音経田（毎月二十日、一反・四百文）・佛供田（正月、一反・四百文）、小五月田（一反・八百文）がある。

分析すると、密教的系（長日供養法・護摩・四季護摩・二季彼岸光明供）、中でも真言系（理趣三昧・大般若（正月一日）・天神仁王經・賀嶋觀音經（毎月廿五日））、八幡宮系（放生会）となる。小五月会は不明。こうしてみると、密教的傾向は強いが、天台とも真言とも両要素があり、混在していて、中世的山岳寺院独特の様相を示している。

又史料(一)に法華經会（賀嶋宮毎二十五日・田三反、愛染堂畠一反小）があり、系類としては一般仏教系にあるが、山岳寺院に多いことを指摘しておきたい。史料(四)によると法華八講が重要なものとして行なわれているが、賀嶋宮の同会ではないかと推定される。

なお本史料の返点・句点は筆者が付した。

(日野西真定)

七年寂。

(日野西真定)

## 〔史料五〕

院 号

金龜院

右如シ件

慶長十一年三月廿一日

金剛峯寺

正智院法印景義

(金龜院文書)

## (解題)

金龜院は、觀音寺の塔頭（子院）の一である。これ以前の院名ははつきりしない。慶長十一年（一六〇六）高野山正智院から、「金龜院」という院号を与えられている。これは、ただ院

## 〔史料六〕

諸末寺 繼目之節申シ渡ス 捨書

①、天下安全之御祈禱被レ抽ニテ精誠一<sub>二</sub>朝暮之例時等、無リ

懈怠一可レキ被<sub>二</sub>相イ勤<sub>一</sub>之事、

②、末寺之面々、不レ乱<sub>一</sub>僧侶之威儀<sub>二</sub>、守<sub>二</sub>國法<sub>一</sub>、  
寺院相続、佛法興隆之貢、萬端如法<sub>二</sub>、可<sub>一</sub>被<sub>二</sub>相イ勤<sub>一</sub>之事、

③、初灌頂者不レ及レ申<sub>二</sub>スニ、開壇不<sub>二</sub>修行セ之仁、入佛<sub>一</sub>遷宮<sub>二</sub>  
并<sub>一</sub>亡者之引導不<sub>二</sub>レ可<sub>一</sub>カラ相イ勤<sub>一</sub>之事、

④、末寺之内、不<sub>二</sub>ル如法ナラ之仁於レ有レニ之者、從<sub>二</sub>一結之中  
一、早速可<sub>一</sub>キ被<sub>二</sub>相イ届<sub>一</sub>ケ事、

⑤、諸末派住持代目之節者被レ遂<sub>二</sub>其ノ断<sub>一</sub>登山之上、繼目之願  
被<sub>レ</sub>出<sub>サ</sub>レ<sub>一</sub>ヲ受<sub>二</sub>本寺之許容<sub>一</sub>、住職可<sub>一</sub>レ被<sub>二</sub>相イ勤<sub>一</sub>之事、

⑥、檀中宗門之吟味<sub>一</sub>并<sub>一</sub>面々至<sub>二</sub>召仕之者<sub>一</sub>迄、宗門手形可<sub>一</sub>レ致<sub>二</sub>ス

号をいただき同院の格式が上がるというばかりでなく、このことにより本末関係が結ばれるという点が注目される。このころより次第に高野山の各院と地方寺院が本末関係を結んでいく。

その一つの方法がこうして院号を与えるということにより行なわれている。景義は正智院住職で、阿州板西郡の出身・慶長十

念入ニ之事、

(7) 得テ金銀・財宝ヲ後住之契物仕リ間鋪キ事、  
右之条々堅可ニ相イ守ル之者也、若シ違背於テ有レルニ之レ者ハ、  
如何様ナル曲事モ可ク被ル仰付ケ候為レ念ノ印形仕リ候、以  
上

延享貳年乙丑十月日 (『末寺継目帳』) 従享保二年十一月至  
寛政二年三月正智院役者)

ク令ムル停止セ之事、

(4) 一、祈禱・減罪等法用之外、猥に俗家エ不レ可カラ往来ス、況  
シヤ及ビ夜陰ニ俗家へ往事堅可レシ為ル無用一、若無キ據要用あ  
らは、袈裟・衣を着し、伴僧又ハ僕等を可シ相イ隨着ス又無キ  
其力モノハ、顕露之計を以、可キ離ル他人之疑謗ヲ事、

(5) 於ニ寺内ニ、尼女止宿之儀、縱令雖モ有ルト親類之好ミ、堅  
可レキ為ル無用一事、

(6) 一、祈・滅・檀用之外、有ル余暇一時者ハ、戒定惠ノ三学之中、  
隨機惠門に可レシ修二練ス之一ヲ、三學編修者ハ、衆以テ可レシ為ル大  
機一、必ス徒に光陰を送るからず、教相の義門・聲明之稽

古者、古義之風範、当山之宗義を可キ受習一事、

(中略)

(7) 一、常ニ抽テ國家安泰之精祈一、然テ其国、其所之法式堅可ニ  
相イ守ル事、

(8) 一、企テ公事・訴訟ヲ金銀之利養を貪り、又ハ田畠の際限をあ  
らそふこと、出家に不似合、況シヤ邪計・奸曲之事業、一切  
令ムル停止セ之事、

(9) 一、於ニ寺院ニ法談・教化等、都テ三寶縁之外、俗輩をオスメ、  
専ラ抽シテ丹誠ヲ厚ク可レシ祈ル効驗ヲ必ズ信施の多少を見て増減  
之勤行ハ猶以テ可キ為ル殊勝一事、

(10) 一、檀家之輩祈禱・減罪之懇望あらは、平等大悲之心に住して  
専ラ抽シテ丹誠ヲ厚ク可レシ祈ル効驗ヲ必ズ信施の多少を見て増減  
之思ひを懷へからず、況シヤ財利を貪ツて葬式等滞る事、堅

(中略)

⑩「弟子・門人多數養育し、厚く勤誠を加へ、修學を長せしむ

へし、多の弟子の中、行儀如法にして修學を勵ものには、衆

聖憐を加へ、懶墮にして師訓に背くものハ、早く治討すべし、

憐ミと心得てゆるし置は、還テ彼を見放に似たり、師訓に隨

ハ、更に可レキ加エル聖憐ヲ事、

⑪「剃度之式及四度加行・護摩供等、法流を正し、行儀を教え、必不レ可カラ疎略ニス事、

⑫「自宗所依之經論・草疏・古義之読曲に准して素読せしめ、聲明音曲當山之風儀を習しめ、有ル余力一時ハ、可レキ令レム涉ニ

猶セ他家之經疏ヲ事、

⑬「年齢漸長し、加行如法に成就之後者、於テ本寺ニ可遂ゲ伝

法灌頂ノ入壇ヲ於テ他山二人壇之競望決テ不レ可カラ致レシ之ヲ事、

⑭「伝法灌頂成就之後、隨レ力ニ可レシ遂ゲル入り衆ニ住山ヲ、若シ

無ニ其ノ力ノものハ、客僧にて三ヶ年可レシ遂ゲル住山ヲ、當山之

風教に薰し、古義之宗意を習ふもの多有之時ハ、於テ田舎ニ

自然と法義ヲ可キ流布一事、

(中略)

⑮「毎月御影供、理趣三昧之法用、無ニ疎略一、表白・祭文、

唱礼・後讚、當山之法式に准して可レキ有ル勤行一事、

⑯「惣テ諸法会之節、法会早テ、法話・淨談之外、酒宴・遊興

等堅ク可キ為ル無用一事、

⑰「法席を濫するをもつて戒體を侵すとすること、佛制明白也、仍テ法席ハ戒縛に任て着座すべし、必ズ不レ可カラ依ル世

寿之幼長ニ事、

(中略)

⑱「末寺之輩一味和合して互に法義を勵、必ズ不レ可レ企タ淨論ヲ挾サム隔意ヲ事、

⑲「法流伝受・阿闍梨位開壇ハ必ズ於テ本寺ニ可レシ受ケル之ヲ、於

テ他山ニ不レ可カラ受ケル之ヲ事、

(中略)

右条々為ム令法久住、利益人天ノ教諭スル処也、面々懇に相守、於テ毎月御影供之席ニ此条目可レキ有ル披露者也、

天明八年戊申十月

右、被レ仰聞カ候御教示之御旨、奉レ畏ミ候、御末寺之面々堅ク相守リ可レ申候、仍テ御請印形指上申候、以上、

(『末寺繼目帳』從寶政五年正智院役者)  
至文政五年正智院役者

史料(六)同じは、高野山正智院(竹野町真言宗寺院の本寺)蔵の、本末関係にかかる史料である。高野山派における本末

関係は『通史編』に於て紹介したが、高野山関係について同問題を論じたのは、本町史がはじめてである。その中核となるのが、この二史料である。説明の都合上、各条の上に通し番号をつけた。なお返点・句点は筆者が付した。

史料(六)で重要な条は③の初灌頂（伝法灌頂とも持明灌頂ともいふ。加行などを終え、この灌頂を受けてはじめて一人前の真言僧となる）を受けなければ、入佛（位牌や墓の魂入れの行法）・遷宮（神社などを建て直す時に行う行法、本来は神社は隣りに宮を遷し建てる空地を明けておいたので、再建することを遷宮といった）・亡者の引導（葬式の導師、これが出来ないと檀那寺の住職は出来ない）などは出来ない。④末寺の不心得な者が出了た時、「一結之中」、つまり結衆が責任を持つこと。つまり寺院組織の末端に五人組の組織を取り入れ、お互いに監視をさせた。⑤住職の繼目（後を継ぐ）の式には、「本寺之許容」、つまり本寺の許可を得なければならぬ。本寺の上には總本山（高野山では金剛峯寺）があり、高野山派の場合には、本寺は高野山の塔頭寺院がなつた。その本寺が、この手続きにより末寺を掌握した。⑥では、寺が毎年宗門改帳をつくり、また宗旨送り状（結婚の時の身元の証明書）や往来手形（旅行の時の通行券）を発行させて、檀家

を取り締らせた。これは幕府の政策であり、各宗派共通。

史料(七)、③では祈禱・減罪の行法を平等心で行ない、金銭により差別をつけてはいけないとする。祈禱は真言宗の得意の行で特權となつた。竹野町では真言宗寺院を「祈禱寺院」といい、年末の荒神払い（かまど払い）などは、臨濟宗・時宗の檀家にも行つてゐる。⑤寺に尼・女性を置いてはならない、この条項は明治初年まで、真宗以外は守られた。もしこれを犯したら「女犯一件」とし、厳しい処分が行なわれた。⑦何度も四度加行（真言宗の基本の行法を修練する行、四段階ある）、護摩（これも正確には四度加行の中に入る）を受け終了したら、本寺で行法灌頂を受けなければならぬ。同じ真言宗でも他山（他の本山）で受けではならない。これで行法上から本寺に末寺を掌握させた。詳しくは『通史編』（三四四頁以下）。これで總本山—本寺—末寺の関係を成立させた。同じ高野山内でも学僧方寺院で、行人・聖方僧も受けなければならぬ、学僧方による高野宗團全体を取締る制度が確立する。⑪灌頂を受けた後に、三年位は高野山に住山しなければならないとするのは、山籠制度（山に籠つて行をする）の復活であり、実際に行なわれたかどうか疑問。⑫御影供は弘法

大師の命日に行なう法会。行法としこれを中核とし、結衆の團結をはかった。この影響は今日まで残っている。<sup>(19)</sup> 法流の

伝授、阿闍梨灌頂も高野山の本寺で受けなければならぬ。

法流の伝授も本寺の住職は受けなければならなかつた。各人には高野山の中院流の外に三宝院流など数多くあり、行法の仕方が異なつてゐる。従つて、本寺の住職は、その各流派の行法をマスターしておかなければならなかつた。阿闍梨灌頂は、阿闍梨位を得るための灌頂であるが、その内容についてはよく分からぬ。今後の研究課題である。なお、明治までは、学侶寺院の上位のものは自坊で灌頂が行なわれるよう道場を持っていた。灌頂堂も、壇上にあつたが、天保十四年（一八四三）に焼失し、それ以降は、大がかりな灌頂は、宝寿院で行なうことが多い。

（日野西眞定）

## 三、近世

## 1、庚申待縁起

## 〔内題〕

細田氏 宗重印

敬白庚申待縁起

大宝元年<sup>辛丑</sup>正月七日庚申ノ日申ノ刻ニ、攝津國難波天王寺ニ民部僧都ト申出家ノ処ハ、年十七八斗ナル童子一人來リ玉ヒテ、彼ノ出家ニノ玉フ様、吾ハ帝釈ヨリノ御使ニ罷下リテ候、日本國ニ寺多シトイエトモ、彼天王寺ト申ハ、聖德太子ノ御建立仏法最初ノ寺也、彼ノ寺ニ六十ニアマル民部ノ僧正ト申出家アリ、彼法師ニ此事ヲ懇<sup>オシゴト</sup>ニ伝ヘ申セトノ御使也、能々聞召シ日本國中ニ弘メ可レ給フ、抑三界ノ衆生ハ迷フ事ノミニシテ悟ル事スクナシ、庚申ト申スハ、一年ニ六度也、是ヲ奉ニ守待人一ハ過去・現在・未來ノ徳ヲアラハス、何ニモ心ヲ清淨ニシテ待申ヘキ也、但シ南北向テ水ヲカカリ、吉<sup>キ</sup>衣裳ヲ著シ、南方ニ高棚ヲ構エ、申ノ刻ヨリ可レ守、此時梵天・帝釈知ロシ召シテ、童子ヲ下シテ庚申待申ス人ノ名ヲ一々不レ漏サ記シ、三重ニ塔ヲ立テ三世ヲ守玉フ、一重ノ塔ノ功力ニハ、過去ノ罪消滅ス、二重ノ塔ノ功力ニハ

現在ノ罪ヲ消滅ス、三重ノ塔ノ功力ニハ未來ノ罪ヲ消滅ス、サレハ人間ハ過去ノ悪業ニ依テ現在ニテ物ヲ思フ、何レノ國主モ、將軍モ、大名・高家・貴國・上下万民、色コソ替レ、物ヲ思フ也、仏法僧者、我力家々ノ念願ヲナシ、國主ハ民人間一天静ニト願玉フ、國男國女ハ一生涯ヲ物憂ク暮ス、富貴ノ人ハ我力宝ヲ子々孫々マテ伝ヘバヤト願、皆々一切ノ衆生ハ如レ此ノ願アリ、帝釈天衆生ヲ哀ミ玉ヒテ庚申守ル人ヲ記シテ閻魔王ニ伝テ三世ノ念願ヲ必叶フベシト誓ヒ玉フ、如レ此衆生濟度ノ爲ニ童子ヲ下シ玉ヒテ、彼ノ民部ノ僧都ニ懇<sup>サセ</sup>玉フ也、吾朝ノミナラス天竺・唐土ニモ此庚申ヲ奉レ待也、南方ニ高棚<sup>ヨリ</sup>構ヘ、香華・燈明・五穀ヲ備エ奉ル也、夜半ニハ供物ヲ備エ、曉ニハ飯ヲ備ヘ、此外諸ノ菓子ヲ奉レ備也、其夜ハ男女愛欲ノ心ヲ仮リ初メニモ不レ可レ持、只三世ノ願計ヲ思ヒ、惡キ雜談ヲモスベカラス、昔シ文殊菩薩此ノ莊嚴ヲ以テ庚申ヲ待玉フニ諸願已ニ成就シテ、終ニ文殊菩薩ト成玉フ也、庚申守ル人、此ノ世ニハ諸難ヲ免レ、来世ニテハ六道輪廻ノ苦ヲ免ルル也、一年ニ六度也、初ノ申ハ死出ノ山ノ苦ヲ遁レ、二度目ニハ三途ノ川ノ苦ヲ遁レ、三度目ニハ無間地獄ノ苦ヲ遁レ、四度目ニハ餓鬼道ノ苦ヲ遁レ、五度目ニハ畜生道ノ苦ヲ遁レ、六度目ニハ修羅道ノ苦ヲ遁レ申事無レ疑也、又曰、戊寅ノ刻ニハ五穀ヲ三ツ<sup>ノ</sup>土器ニ盛リテ備ヘシ、子丑ノ刻ニハ洗米ニ

テモ、赤飯ニテモ可レ備フ、戌亥ノ時ハ文殊菩薩・藥師如来・過去ノ七仏ヲ可レ奉レ念シ、子丑ノ刻ハ青面金剛・觀迦如來・現在ノ七仏ヲ可レ奉レ念シ、皆是三世ヲ祈ル御本尊也、唯シ南向テ三十三度礼拝ヲ可致ス、委ハ一切經ノ中ノ庚申經ニ見ヘタリ、大方如レ此庚申ヲ奉レ侍人ハ、我一身ノミナラス一門眷属迄モ七難ヲ滅、七福即生<sup>スト云</sup>、庚申ノ曉ノ歌<sup>三曰</sup>、

しゃうきやらや

いねやさる寢の 我カ床に

ねたるそや  
ねたねたそねたるそ

ケ様ニ讀テ寝ル時、我ガ歯ヲ三々九度ナラシテ寝ルヘシ、其夜鬼神恐レヨ成シテ不レ犯サ、此ノ夜ハカキノ際ハニ不レ寢、庚申ヲ信仰ノ人ハ仮イ重眼深厚タリト云トモ、一座侍初メテハ不レ苦カラ、一座ト申スハ、三年ニ十八度ノ内、諸願必ス成就スル也、

皆々是ハ逆修ノ心也、如何様ノ事ヲ以テ、大仏事ヲ致スヨリモ尚ヲ勝レタリ、富貴ノ人ハ夫レニ隨テツイエヲ可レ致ス供物ヲ備ヘ、貧ナル人ハ夫レニ隨テタシナミヲナシ供物ヲ備エ可レ奉也、三世ノ逆修何事カ如レ之乎、能々此ノ義ヲ日本國中ニ弘メ玉エトノ玉ヒテ、童子ハ書消様ニ失セ玉フ、其後、民部僧都日本國中ニ弘メ玉ヒテ、上下万民ヲシナヘテ拜<sup>サス</sup>人ハナカリケリ、又童子伝<sup>玉</sup>文ニ曰、諸行無常 是生滅法 生滅々已 寂滅爲樂

此ノ文ヲ百八返可レ唱フ、六八專ニテ年ニ六度、須弥山ノ頂上

又歌云、

さうきやらや 獨いねやの 我宿に  
ねたるそねそ／＼とねたるそ

梵ニ於テ六度大法事アリ、是ハ皆梵天・帝釋・四大天王・諸仏菩薩、此法ヲ勤行シ玉フ大法事也、此八專ノ九日目ノ庚申日

当ル此時仏天・三宝モ守玉フ也、強チ人間斗リ待非レ申ニハ、仏

神モ守玉フ也、如レ此委ハ一切經ノ内、庚申經ニ具ニ有レ之也、

此庚申ヲ信シ玉フ人ハ、三病ヲ遁ヒ、現世安穩 後生善處ノ爲

ニ、泰山府君ノ祭<sup>ヨリ</sup>モ尚<sup>ヨリ</sup>勝レタリ、此ノ上ハ何事カ如レ之哉、

此ノ夜ハ火ヲ清メ、信心<sup>ヲ</sup>至ヘシ、然ルニ供物ヲ惜メハ、頓テ災難來テ財宝ヲ失フ事無レ疑ヒ、庚申待ノ夜施シタル物、來世ニテ七倍<sup>ニ</sup>テ請取ト彼ノ童子、民部僧都ニ語リ玉フ也、三年ニ十八度ノ施ハ千金ヨリモ勝レタリ、童子教ヘ玉フ如ク無レ疑<sup>多念ヲ不</sup><sub>(危)</sub>レ思可レ奉レ待也、其夜少モ眠コト不<sup>レ</sup>可レ有堅ク戒玉フ也、一切ノ生アル物ハ食物ヲ改テ眠コトナシ、故ニ食物ヲ細々出セト教ヘ玉フ也、此夜ハ必静ニ看經シテ無余念<sup>ニ</sup>奉レ待者、三年ノ内ニ諸願如意満足セリ、此夜腹ヲ立コト不<sup>レ</sup>可有、惡念ヲ拂ヒ、榮華安樂ヲ本トシテ奉レハレ待、誠ニ本尊ノ内證ニ入テ諸願成就皆令満足ナルヘシ、如レ此赴レ疑イ申人ハ、此世ニテハ三病ヲ苦<sup>ミ</sup>受<sup>ム</sup>キ、來世ニテハ無間地獄ニ墮在シテ浮<sup>フ</sup>世更ニ有ルマシキ者也、

庚申船までしはしことへん

沖のしらなみ立てこぬまに

庚申大申小申中の申

をとこのさるハ□やまさるなり

慶長十八年<sup>癸丑</sup>三月吉日

天王寺庚申別當  
入江房在判

維元禄十五<sup>壬午</sup>龍春弥生念二但陽峯山

於千蓮華密寺閣下書寫焉

(解題)

窪徳忠先生の『庚申信仰の研究』(上)「庚申縁起集」には、三十三篇の縁起が収集されている。その存在地は、東北から九州にわたっている。時代的には、明応五年(一四九六)筆の大分県宇佐郡宇佐町の宇佐八幡宮藏『庚申縁起』が一番古く、江戸末期筆、または書写のものが多い。つまり、室町中期頃から

盛んになり江戸末までに及んだと思える。勿論、明治以後も信仰はされているが、江戸時代のような盛大さはなくなり、次第に衰微に向かったといえる。

但馬からは、出石郡出石町馬場町金蔵院藏『庚申略縁起』文

久元年(一八六二)初夏筆が収集されている。同院は当山派修験寺院で、明治以降、生き残れた数少ない内の一つである。筆者も、十数年前調査に訪れたが、庚申会もまだ行なわれており、史

同縁起も拝見したと記憶している。同町は、城下町で江戸時代には、八カ院の修験があり、活躍していた。

同郡には、特に各地区入口に庚申碑が建立されている例が多く、全国的レベルからみても、庚申信仰が盛んな地区だったといえる。この流行には、同町の修験寺院の活躍が推測される。

今回、轟地区細田家から発見された本縁起は、但馬では二番目のものである。しかし、巻末に「慶長十八年<sup>癸丑</sup>三月吉日

天王寺庚申別當入江房在判」とある。少くとも原本は慶長十八年(一六一三)のもので、金蔵院のものは、二百五十年近く古い。これを、細田家の宗重が、元禄十五年(一七〇二)弥生(三月)念二(二十二日か)に、蓮華寺のものを書き写している。

原本は、同寺にあったことは明らかである。巻末に四天王寺庚申堂の別當まで記している例は、前記「縁起集」の中には、ほとんど見当らない。また不思議に全国の縁起は、四天王寺の民部僧都の名が出ている。つまり、同寺庚申堂が中核的存在であったことが分かる。

以上で、本縁起の史料的価値は、発見例としては、但馬では第二番目であるが、出石町金蔵寺の江戸末の文久元年(一八六二)よりは古く、全国的レベルからみても、古い方に入り、史

料的価値も上である。

次に蓮華寺にも青面金剛は祀られており、これと本縁起との関係を考えたい。まず考えられることは、慶長十八年に、四天王寺より勧請したのではないかということである。特に別当名まで縁起にあることは、その可能性が考えられる。

現在蓮華寺の本堂（觀音堂）傍らに庚申像が祀られているが、同堂の古い寄附札及び同寺『峯山蓮華寺朝龍記』の文化十四年（一八一七）「觀音堂再建造作之事」に、「本堂再建<sup>并</sup>奥院・大師堂<sup>并</sup>庚申堂造作・繕共也」とある。現在の堂の天井板にはこの時造られたもので龍の姿が描かれてあるものが残されているが、かつては立派な堂であったことがしのばれる。くくり猿も多く供えられており、近年まで盛んな信仰を受けたことが分かる。

（日野西眞定）



写388 蓼・蓮華寺庚申像

## 2、安谷清家文書

(芦谷 安谷清家所藏)

(解題)

(1)  
『乍恐奉願上候御事』 宝永五年（一七〇八）正月七日

乍恐奉願上候御事

美含郡芦谷村庄屋小次郎<sub>与申者ニ</sub>而御座候。

一、乍恐、此度奉申上候一巻ハ、私義ハ陰陽師神道家<sub>ニ</sub>而御座候。然共、私義ハ芦谷村御百姓御代<sub>ミ</sub>相勤來申候。夫故小出大隅守様御代<sub>ミ</sub>生野御領伊賀守様御代<sub>ミ</sub>至迄、年頭之御礼御領分一等<sub>ニ</sub>仕来申候所<sub>ニ</sub>此度大庄屋殿被仰候にハ、殿様之御礼先相止申候様<sub>ニ</sub>与被仰候付、迷惑千萬<sub>ニ</sub>奉存候。私儀ハ古來<sub>ノ</sub>御代々様<sub>江</sub>御礼等仕来申者<sub>ニ</sub>而御座候。乍恐、此度も先年之通被為仰付被為下候ハ<sub>、</sub>、御慈悲有難可奉存候。以上。

美含郡芦谷村庄屋  
小次郎<sub>与申者ニ</sub>

宝永五年

子ノ壬正月七日

大森五右衛門様

川上茂兵衛様

(木 場 明 志)

『安谷家系図記録写』では九代目の小次郎政友にあたる。

芦谷村の庄屋であり、また京都の公家である土御門家の主宰する天社神道配下の陰陽師でもあった小次郎からの、出石藩への願い出書である。出石藩主および生野代官に対して年頭の挨拶に参上することを藩内のおもだつた人々同様に代<sub>ミ</sub>続けてきていたところ、このたびは、大庄屋が藩主への挨拶は無用といつてきているけれども、従来通りに許可されたいとする内容である。庄屋として年頭拝賀が許されていたものが、陰陽師身分が軽輩神道家であるとして忌避されたことを迷惑としての言上である。陰陽師が軽輩でないことを証明するために、こののちまもなく小次郎は京都土御門家に参じて事情を訴え、次に載せる抜書や許状を得て帰り面目をほどこしたという。この文書では、村庄屋が百姓でありながら陰陽師でもあるという形態が示されており、一般に陰陽師は村内のおもだつた存在でなく、また農地をほとんど所有していない、とされてきたことに疑問をなげかける史料として重要である。安谷家は中世の但馬国守護山名氏の一族、あるいは被官とみられる旧家であり、小次郎は

(2)

『許状』 宝永五年（一七〇八）二月五日

## 許状

- 一、呼名可謂掃部事  
一、可着烏帽子事  
一、可掛木綿手纏事

## 右許状如件

土御門家雜掌

松井主水（花押）

小泉玄蕃（花押）

宝永五年二月五日

但州美含郡芦谷村

## 安谷掃部とのへ

『撢』 宝永五年（一七〇八）二月五日

## 撢

- 一、陰陽家行事之外、不可修於異法事  
一、不可与他争事

一、雖為相続之子代替、於本所改可預免許事  
右之条々堅可相守者也

土御門家雜掌

松井主水（花押）

小泉玄蕃（花押）

宝永五年二月五日

## （解題）

土御門家京都役所が発給した陰陽師免許状である。土御門家主宰の陰陽道は、中国神である泰山府君を主神とし、あわせて日本の八百万の神々をも祀るもので、天社神道と称した。そのため、その許状は吉田神道の発する神道裁許状と同一の様式をとることとなつた。吉田家の神道組織を範として、土御門家の

諸国散在陰陽師組織化は進められたのである。この文書では掃部の呼名、すなわち安谷掃部守と名乗ること以下、烏帽子着用と木綿手纏の使用が許可されているが、呼名に古代律令制にあつた百官名からどれか一つが用いられる外は、許状としては同文となるのが様式である。これは安谷家所蔵の許状では最古であるが、もっと以前から土御門家配下となつていたことがわかつており、(1)の解題に示したような事情から大切に保管されることになつたのであろう。なお、安谷家は呼名掃部を世襲していく。

（木場明志）

但州美含郡芦谷村

安谷掃部とのへ

とはいえ、本所である土御門家と京都役所の経済維持の下請けを課されることは辛いことであった。  
(木場明志)

(解題) 許状と同時に渡された土御門家配下の陰陽師として守るべき掻を示したもの。南都奈良陰陽師にあてて発された宝永二年のものが奈良市吉川家文書に残るが、全くの同文である。

第一条は土御門家が陰陽道と認めている以外の修法をとり込んで行つてはならないとするもの。第二条は、反対に近似する修法内容を有する他の名称の宗教者と争いを起こすなどするもの。

第三条は、親から子へと陰陽師を家職として世襲する場合であつても、改めて心ず土御門家から許状を受けなさいとするもの。

陰陽師と一口にいっても、区々の宗教的活動をしていたことが考えられ、その統制には土御門家も相当腐心したらしい。組織

を拡張しつつ修法内容に統制を加え、なおかつ類似宗教者との

摩擦や訴訟関係に到るのを避けようとしたのであった。また、

一旦配下となると毎年の土御門家への上納金が課せられたのであるが、それが途切れないので、たとえ世襲による代替りであつても許状を改めて得て新登録せよというのである。年々

の賦課もさることながら、許状の礼金もまとまつた形で加わることになり、配下陰陽師にとつては宗教活動の保証を得るために

(4) 『御灯料上納についての下知』 延享三年(一七四六)三月二十四日

但馬国中村ミ之陰陽師井筋目中天相、元禄九年タツノ三拾年来御本所御機嫌茂不相窺、御灯料も不払、不届ニ被思召候。依之、今度御吟味有之間、芦谷村アシガハラ上納仕来之通、年ミ之御灯料此度急度上納可仕候。仍御下知如件。

土御門正三位殿御内

三浦又右衛門

延享三年三月廿四日

但馬国日撫村

上ノ郷村

舞狂村

下岡村

南尾村 陰陽師中

鳥居村 陰陽筋目中

挟間村

## (解題)

土御門家配下の諸国陰陽師には、御灯料という名目での毎歳の貢納賦課金が定められていた。しかし、この文書にみられるような恒常的不払いも現実には多かったようで、ここでは貢納督促が下知されている事例である。芦谷村陰陽師を見習つて上納せよといふのであるから、安谷家は定めの通り年々の御灯料上納を勤めていた存在であったと知られる。但馬国内の陰陽師居住の村々が見える重要史料でもあり、こうした村々の陰陽師が元禄九年（一六九六）には土御門家配下となつていたと一応はいえるのであるが、組織加入の際に宗教活動年数を遡つて、元禄九年を区切りとして貢納が課せられている可能性の方が高いと考えられる。

(木場明志)

(5) 『土御門家回状』 天明四年（一七八四）八月

## (前次)

一、今度相改候御役所印鑑差遣置候間、書狀井諸触書、又ハ金銀之請取書遣候、此已後此印形を以取行候間、此印形無之書付之方ハ寘書ニ而者無之候間、左様ニ可被相心得候事。一、今度新ニ御本所之御用達所相極候。則、別紙所書遣シ候。

自今諸國御支配下之面ミ上京之輩ハ、此御用達所江向ケ上京候而、相着キ可被申候。左候へ者、御用達より上京之由茂注進申上、則、上京人之宿も御用達より申付候。併、面ミ親類有之輩、或者格別便宜之子細等有之候与之旨、於御用達所ニ申達置、何方ニ而茂止宿候茂可為勝手候。尤、今度相定官銀以下諸上納金銀、右御用所之改を以相納候。且又、自今書状往来御灯料御貢納銀井諸獻物等迄茂、此御用所江向ケ可被差登候。早速御役所江披露之事ニ候。其外、頼又者自分之用向等茂候ハ、此御用達江被頼候得者相調候様ニ從、御本所被仰付置候事。

一、御貢納差出候事、古格正月晦日限リニ有之候所、近年甚亂雜ニ相成、及遲滯、或者所ニ寄未進不納之輩茂有之候。御貢納被取立候儀者、御私之御儀ニ而者無之、公武為御用御取立之儀ニ而、不輕御子細有之儀ニ候間、自今ハ古格之通必上納可有之候。尤、是迄未進不納有之輩者、此度急度申付候而、勿論早ミ取立可被差出候。若、組下不承知不差出族茂有之候ハハ、名前書付早ミ可被申登候。急度被仰付方有之候事。一、年頭八朔暑カ意等、上京或者書狀を以なりとも、右古格無懈怠可被相勤事。

一、近年、免許無<sup>ニ</sup>之呼名相名乗、或者獎束等着用之輩茂所(表)

天明四年

寄有之由相聞候。触下急度吟味可有之候。若、自今右牘之儀有之旨相聞候ハヽ、相糺候上、本人者勿論触頭共可為

辰八月

陰陽中

曲事候事。

一、向井得雷儀、老衰依賴退位隱居被仰出候間、自今不

及連名事。

一、壱岐玄蕃儀、致病死候間、是又同斷事。

一、自今役掛<sup>リ</sup>名前別紙之通<sup>ニ</sup>候事。

一、近年、所<sup>ミ</sup>ニ而御本所之役人又ハ御門弟諸国改役人御支配杯と偽を申、諸国致順廻候輩も有之由相聞候間、聊<sup>ニ</sup>て茂紛敷輩も有之候ハヽ、早<sup>ニ</sup>可被申登候事。

一、天和貞享御定之趣<sup>并</sup>職分付、面<sup>ミ</sup>心得方等之儀者各覺悟可有之儀に者候得共、若、不覺悟之面<sup>ミ</sup>茂有之候而者、

職業之不繁昌身分之妨<sup>ニ</sup>茂可相成候間、不覺悟之輩有之候ハヽ、触頭勤役之面<sup>ミ</sup>等者別而之儀<sup>ニ</sup>候間、必追<sup>ミ</sup>上京之うへ相窺、覺悟有之可然候事。

土御門殿

（解題）

土御門家より発給され、諸国陰陽道触頭を通じて配下陰陽師に周知せしめられた回状である。新規に御用達所を京都に設けて事務窓口とする事、貢納料の取り立ては土御門家が私するためでなく公武御用の維持のためであること、無免許者の徘徊をとどめるべきこと、陰陽師の職分を、とくに触頭を勤める者はよく理解しておくこと、などが達されている。貢納料の催促と取り立て、および在地陰陽師の職業改め、が触頭の主たる役務となっていたと知られよう。

（木場明志）

(6) 『触頭役補任狀』 天明四年（一七八四）十一月二十三日

右条<sup>ミ</sup>、此度改被仰出候間、触頭面<sup>ミ</sup>得と相心得、猶亦組下其外手寄<sup>ヽ</sup>陰陽中江<sup>モ</sup>、不洩様無運<sup>ミ</sup>可被相達者也。

割印

但州美含郡芦谷村

安谷掃部

同國養父郡舞狂村

嵐  
薩摩

御役所（月番印）

右兩人、但馬國中陰陽道触頭役之義、依先例今般改被候条、其役無懈怠可相勤者也。仍令下知之状如件。

仰付

土御門殿

家司奉之（月番印）

天明四甲辰年十一月廿三日

一、就職分可帶刀事  
許狀

右、許狀如件

土御門殿

家司奉之（月番印）

天明四甲辰年十一月廿三日

但州美含郡芦谷村

安谷掃部とのへ

## （解題）

美含郡の安谷掃部とともに養父郡の陰陽師嵐薩摩を但馬国の陰陽道触頭役を定めて地域を統括させたが、但馬においては

一時期安谷家と嵐家の併立補任があるものの、のちには安谷家の

のみの世襲となり、統括範囲も丹後の一帯までにおよんでおり、明治三年（一八七〇）閏十月の陰陽道廃止までそれは継続した。

(5)の文書の日付、およびこの文書の「先例によつて今般改めて」との文言からみて、天明四年当時の安谷掃部（ここでは安谷家第十二代清七にある）に触頭が世襲的に繼承されたものとみられ、安谷家の触頭補任の最初はもとと遡るといえよう。

（木場明志）

(8) 『上納についての達書』 寛政四年（一七九二）七月

早々可被差出候勿論、何之子細茂無之候へ共、心得違二而不

（前次）

（7）『帯刀許状』 天明四年（一七八四）十一月二十三日

納之輩等者速<sup>ニ</sup>致上納、尤<sup>習</sup>納銀高訳等曲<sup>ニ</sup>書付差添、且是迄不納不束之御詫申上候様可有取計候。且又、陰陽道万端為取締依<sup>ニ</sup>御頼、去亥從<sup>ニ</sup>公儀諸國<sup>江</sup>御触被成下候<sup>ニ</sup>付、從<sup>ニ</sup>御本所茂御配下一統相心得候条<sup>ミ</sup>申触、尤<sup>ニ</sup>諸配下中人別不洩様廻覽、各承知印形之事申達置候処、是以心得違之族も有之、今以調印順達茂相滯候趣、重<sup>ミ</sup>不束之至<sup>ニ</sup>候。何分、兼而申達候通<sup>ニ</sup>、早<sup>ミ</sup>順達調印之儀速<sup>ニ</sup>取計可有之候。此度上京<sup>ニ</sup>付、別段申渡候条与得相心得、万端無間違様取計可有之候。此上、若<sup>ミ</sup>不束心得違之族茂有之候ハ<sup>ニ</sup>、急度相糺、嚴重之可被及沙汰候。其旨可有承知候。以上。

土御門殿

陰陽道

御役所（月番印）

寛政四年  
予七月割印　但州美含郡菖谷村  
安谷掃部殿

(9)　『口上書控』　嘉永七年（一八五四）六月十三日

（木場明志）  
の筋目取り締まりを請願し、その結果として、寛政三年（一七九二）四月に幕府の触れが出された。その内容は、陰陽道を行う者は土御門家の免許を受けて支配下となれというものであり、『御触書天保集成』所収<sup>ニ</sup>、土御門家がそれに勢いを得て陰陽師改めを進めようとしたのがこの文書である。幕府の觸の趣旨が、地方の触頭である安谷掃部を通じて配下末端に回覧され、承知確認が各陰陽師の捺印によつてなされたのであつた。その際、不承知の者の存在が少なからずあり、それへの強い働きかけが土御門家から触頭に督励されたことが知られる。このやり方が組織拡大にかなりの成果をあげたことは、安谷家文書の寛政四年十二月の『筋目・貢納料吟味についての口上書覚え』によつても証明される。いずれにしても、土御門家支配の陰陽道組織の地方拡張過程について、実態的に知ることのできる重要な史料である。

（解題）  
土御門家は、幕府に対して諸国の陰陽道を職業とする宗教者

一、私義ハ代<sup>ミ</sup>御百姓に者御座候得共、往古々京都土御門之家來筋家<sup>ニ</sup>而、古來<sup>ミ</sup>代<sup>ミ</sup>小頭役被<sup>ニ</sup>仰付勤來、名氏<sup>子</sup>帶

刀御免候得共、陰陽職ハ古來<sup>与</sup>リ不仕、尤、永代小頭<sup>与</sup>  
 申候而、繼目之節御添書ハ願上不申、無段先代<sup>ニ</sup>奉達候義  
 御座候。私支配場<sup>与</sup>申ハ、只今<sup>ニ</sup>而ハ出石郡城崎郡美含郡。  
 右之通、乍恐奉達候。

以上

美含郡芦谷村

安谷掃部

嘉永七年

寅六月十三日

宮内市郎右衛門様

(解題)

幕末期の安谷家を知ることのできる文書であり、土御門家との関係では永代小頭役であるとする。小頭は触頭あるいは、その配下のおもだつた者の任じられた役であるが、永代小頭となると、代替り時の手続きにも簡便の特典があつたらしい。なお、古来から陰陽職はしてきていないとの主張に注目され、触頭(あるいは小頭)を勤めながら陰陽道には携わらないという形態に移行していたのであろう。どういうことなのか検討課題が提供されているといえる。安谷家は明治維新まで但馬国触頭を勤めたが(『諸国触頭名前假留』宮内庁書陵部)、この嘉永七年の

時点での実際的管轄範囲も記されていて興味深い。

(木 場 明 志)

(10) 『王政復古一件』(木版刷) 明治二年(一八六九)三月

今般 王政復古 御一新<sup>ニ</sup>付申渡。

陰陽道之儀者、至誠至美の丹心を以て天神の命を窺ひ、人の疑惑を決し宜に処<sup>理</sup>らしめ、且、勸善懲惡を専らとすへきの処、近來其法区にして、或者紛らしき自己の流儀等を立てゝ、當道の本旨を失へるもの少からず。方今の御時節<sup>ニ</sup>候へ者、是迄の弊風を斷然と一洗し、周易に基きて正法を行ひ、自余胡乱の占候悉廢絶可致候。此旨屹度相守り、只<sup>ミ</sup>正直清潔を常として、永く職業を営へき事。

一、称号を看板等へ書出し候事、堅く停止之事。

一、不正不筋之祈禱決而致問敷事。

一、無免許<sup>ニ</sup>而當道を行ひ候もの有之候者、可申出事。

右之条<sup>ニ</sup>堅く相守可申候。若、違犯之者於有之者、嚴重<sup>ニ</sup>可申付もの也。

陰陽道

役所 (月番印)

明治二〇年三月

(解題)

れていなない内容の文書を多く含んでいることに特色がある。近世陰陽道の歴史的研究を飛躍的に進めた貴重な文書群といわねばならない。

(本場明志)

明治維新による王政復古は、陰陽道主宰者土御門家が公家であつたところから、同家は陰陽道組織の継続と発展に期待を持つたと考えられる。この木版刷の一枚もの文書は、あいかわらず筋取り締まりに腐心している実状、および新時代への対応が如実にみえて興味ある。この時期、たしかに陰陽道加入者は増加したと思われ、神仏判然令の影響とみられる僧の加入、および同様の意味で拠り所を失った巫女とみられる女性の加入、が特徴的と考えられる。

明治三年（一八七〇）閏十月五日の土御門陰陽道（天社神道）廃止で組織は混乱、そして衰退へと向かうが、はや明治中期には、華族となつた土御門家を縫裁に仰いで、再組織化の動きが活発となつてゐる。いずれにしても、維新から現代に至る陰陽道・陰陽師の研究は空白が甚だ多い。

以上、「通史編」に引用した安谷家文書について、改めて本文全体を示した。安谷家文書一七〇点余のうちのごく一部であり、ことに陰陽道関係において、全国のどこからもまだ報告さ

## 3、『勤來候年中寺役之覚』

- 一、正月八日村中浦祭り、懇祈禱於天滿宮本地堂二、当村真言宗三ヶ寺出会相勤候事、
- 一、毎月御影供、三ヶ寺並旦中共出会順番二相勤候、但シ、神通寺ハ去年々不參、
- 一、二月涅槃会、三ヶ寺輪番二而相勤候、但シ、神通寺不參、
- 一、正・五・九月、月待日待等村中自他宗共入交、三ヶ寺相勤來候、
- 但シ、此義ニ付、神通寺迎年何角と度々被申  
越候、委細ハ神通寺口上書有之候、尚、口上  
ニ可申上候、
- 一、神通寺支配之神事等、當寺並龍海寺へも連日案内有之  
候故、二ヶ寺罷出、一所ニ相勤來候得共、近年案内無之、  
不及相勤候事、
- 一、七月十五日之施餓鬼会、毎年當寺ニ而相勤候、但シ、神通  
寺支配之神事等（マニ）日案内無之候故、又此方々も案内不  
仕候間、神通寺去年々不參、
- 一、毎年七月十三日晚村中棚經、三ヶ寺一所ニ相勤來候所、神  
通寺ハ去年々格別ニ被相勤候事、
- 一、正月ト奥極月一度宛、猶（ヨウ）船中今浦祭り之為祈禱、於天満

宮三ヶ寺一所ニ祝詞・法樂相勤來候得共、近年神通寺格別

ニ被相勤候事、

一、九月廿五日天神御祭礼之節ハ、三ヶ寺一所ニ祝詞・法樂相勤  
來候、神通寺儀ハ時刻ヲ違ヘ、格別ニ社參有之候事、

一、真言宗無常有之時ハ、三ヶ寺一同ニ葬礼仕候得共、神通寺  
義（ヨシ）去年々会所ヲ違ヘ、格別ニ諷經在之候事、

一、不依何事ニ出石公邊之勤來候ハ、結衆之内々隔年ニ仕、惣  
代として老人宛被出候得共、去年々當寺並龍海寺ハ指除相  
勤被申候事、

一、當寺持分之（ヨリ）旦中不残無常・祈願共相勤來候、但シ、正月  
之仁王經・極月之解除神通寺・龍海寺兩寺々被相勤候故、  
當寺々勤不申候、

右之外、村中師晴之懇祈禱等、皆々三ヶ寺一所ニ出会相勤來候、  
小も相違無御座候、已上

但州美含郡

竹野

淨願寺（セイゲンジ）

亨保十三歳  
申 九月 日

正智院様

御役者中

(解題)

### 3、「勤來候年中寺役之覚」

一

本史料は、近世中期ごろの竹野村（現・兵庫県城崎郡竹野町竹野浜）に存在した真言宗寺院、すなわち淨願寺・龍海寺・神通寺三カ寺の「年中寺役」に関する覚書を、但州の真言宗寺院の本寺である高野山正智院（御役者中）に提出した寺院文書である。原本はもと淨願寺所蔵（現在は龍海寺所蔵）にかかり、墨付六枚からなる。冒頭に「勤來候年中寺役之覚」とあり、奥付には「享保十三歳中九月 日」と本史料の成立時期を記している。

近世の竹野浜に存在した淨願寺・龍海寺・神通寺三カ寺の成立と変遷については、すでに別稿で考察したので割愛したい（近世但馬の真言宗寺院と年中行事―美含郡竹野谷を例として―）『大谷大学史学論究』第2号、『竹野町史』「民俗編」第十章「民間宗教」第三節「民間仏教」参照）。ここでは近世寺院として成立した右の三カ寺の真言宗寺院の特色を述べると、

一、まず淨願寺（慈眼院）は「減罪寺院」として、龍海寺・神通寺の二カ寺と比べられないほどの檀信徒を有していたのに対して、他の二カ寺はいずれも寺檀制度を存立の基盤におきながら、僅かの檀信徒しか持っていないこと。二、そのため後者は、近世寺院として成立したときから「祈念旦那之寺」として、ムラを越えた広い範囲に祈禱信徒を確保し、祈禱寺としての性格

と機能を發揮して展開したことなどを指摘できる（享保十一歳午霜月『口上之覚』（仮題）龍海寺文書）。そのため本史料が提出された享保十三年（一七二八）九月の二年前に、龍海寺・神通寺兩寺と淨願寺との間で年中寺役や鎮守・諸堂の別当職をめぐって出入りが起つていて（同右）。すなわち貞享元年（一六八五）に淨願寺の先代宥算の代に、「正・五・九月之祈願月待・日待・獵船中間護摩供」などの年中寺役を、龍海寺・神通寺と同様に勤めたい旨の願い出があった。これに対し龍海寺・神通寺の二カ寺は、當時淨願寺は「減罪之旦那」が多いこと、また同寺は「旦那之外ハ祈願等少も修行させまじく」という証文などを大義名分として、年中寺役を勤修させない旨の返答をしている（同右）。この訴訟文書から、龍海寺・神通寺二カ寺が真言宗寺院の年中寺役を獲得したのは、貞享元年（一六八四）以前であったことが推測される。

こうした年中寺役に関する訴訟が、近年中期ごろに竹野村の真言宗寺院の間で起っているのは、一つには、寺檀関係にもとづく真言宗寺院の檀信徒の確保のあり方、および先述した「祈念旦那之寺」としての性格を有した同宗派寺院の機能に由来している、と考えてよいであろう。

以上簡略に述べたごとく、本史料は、一七世紀後期から一八

世紀前期における竹野浜の真言宗寺院三カ寺の年中寺役をめぐる訴訟を背景として、ムラの宗教行事や真言宗寺院行事、および葬礼などを一同で勤める年中寺役の覚を記したものである。それは中世以来の荆木觀音寺一山の僧侶仲間である「結衆」寺院として、その伝統を再確認した結果であるともいえよう（同『口上之覚』）。

## 二

次に本史料の内容については、すでに『竹野町史』通史編（近世・「年中行事」）で若干ふれたが、その内容を大別すると、(一)、通仏教的行事、(二)、真言宗寺院行事、(三)、神社祭祀、(四)、民俗的行事に分類され、それらが混然として行なわれていたことを指摘できる。それは近世中期ごろのムラという「生活の場」において、真言宗寺院と地域民衆とが年中行事を通してつよく結ばれていたこと、またムラの宗教行事や神社祭祀に同僧侶の役割・機能が重要なウェートをもっていたこと、などが考えられるのである。それはまた、近世中期ごろの竹野村において、祈禱寺院としての性格と機能を有した真言宗寺院のあり方が、当住民の精神生活と深い繋がりをもっていたことを示すものである。たとえば、近世の真言宗寺院行事である毎月の御影供や、(一)の通仏教的行事である二月の涅槃会、盆の施餓鬼会と棚経のは

か、(三)の神社祭祀である九月廿五日の天満社（天満宮）の祭礼に、淨願寺・龍海寺・神通寺の三カ寺が一同で祝詞・法楽を勤修している。また正月・十二月の獵船中の浦祭りにおける「惣祈禱」の出仕がそれである。さらに四の民俗的行事である正・五・九月の月待・日待などは、真言宗旨以外の人々も参加し、右の三カ寺が導師として勤める定めであり、それぞれの寺院が別當職としてムラの神事を司祭している。近世中期ごろの神仏習合をあらわす史料のひとつとして充分注意してよい。

もっとも、その具体的な行事内容については記述がなく、不詳であるが、そのなかには民族的な宗教伝統に根ざしたものや、村民・漁民による民俗的行事となっているものもある。こうした近世竹野村の年中行事史料としては、時代が降るが、文化五年辰（一八〇八）改め『年中行事簿』（龍海寺文書）、天明二年ころに書かれた『年中行事』（金龜院文書）などがあり、これら一連の寺院年中行事史料を詳細に比較検討することによって、近世中期から後期における竹野村地域の真言宗寺院行事やムラの宗教行事の具体性、それらの寺院行事やムラの宗教行事に対する真言宗寺院の関与と機能の変遷などを知ることができる。これらの詳細については、先記の別稿を参照していただければ幸いである。